

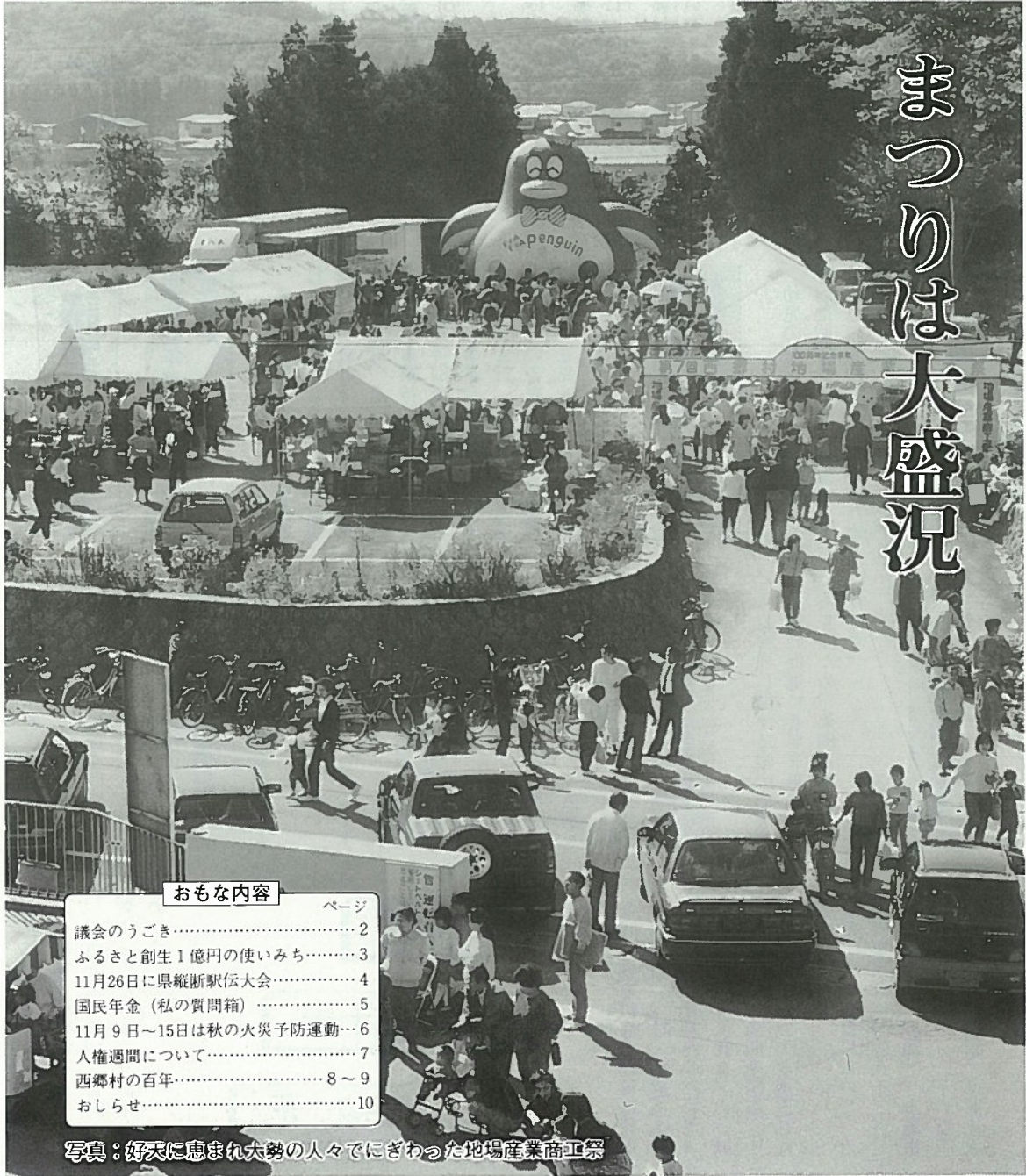


にしごう

広報にしごう第227号
平成元年11月10日

VOL.11

■人口のうごき 人口15,917人(+7) 男8,028人(+3) 女7,889人(+4) 世帯数3,923戸(+3) 10月1日現在()は対前月比



ま
つ
り
は
大
盛
況

おもな内容

	ページ
議会のうごき	2
ふるさと創生1億円の使いみち	3
11月26日に県縦断駅伝大会	4
国民年金(私の質問箱)	5
11月9日~15日は秋の火災予防運動	6
人権週間について	7
西郷村の百年	8~9
おしらせ	10

写真: 好天に恵まれ大勢の人々にぎわった地場産業商工祭

議会のうき

平成元年村議会第三回定例会が九月十九日招集され、二十七日まで九日間の会期で開かれました。

議案は、西郷村立幼稚園条例の制定について、一般会計補正予算など、十一議案が上程され、可決されました。主な内容は次のとおりです。

可決された

議案

- ▼昭和六十三年西郷村歳入歳出決算認定について
- ▼西郷村国民健康保険条例の一部改正について
- ▼西郷村公営住宅使用料条例の一部改正について
- ▼西郷村減債基金条例の制定について
- ▼平成元年度西郷村一般会計補正予算
- ▼平成元年度西郷村土地造成事業特別会計補正予算
- ▼平成元年度西郷村水道事業会計補正予算
- ▼平成元年度西郷村大平工業用水道事業会計補正予算
- ▼西郷村人材育成基金条例の制定について
- ▼西郷村立幼稚園条例の制定について
- ▼平成元年度西郷村一般会計補正予算
- ▼平成元年度西郷村土地造成事業特別会計補正予算
- ▼平成元年度西郷村水道事業会計補正予算
- ▼平成元年度西郷村大平工業用水道事業会計補正予算

議案の概要

昭和63年度村歳入歳出決算認定

これは、昭和六十三年西郷村一般会計ならびに、国民健康保険特別会計、有線放送電話事業特別会計、老人保健特別会計、土地造成事業特別会計、公共下水道事業特別会計、墓地特別会計、水道事業会計、大平工業用水道事業会計、稲山工業用水道事業会計の各歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会に提出、認定されたものです。

国民健康保険条例の一部を改正

幼児の健康増進を計るため、村内地域住民の強い要望により一歳児の無料化を実施するため、条例の一部を改正したものです。

公営住宅条例の一部を改正

川谷団地（真船字蒲日向一二四番地の二・六戸）の用途廃止に伴い、条例の一部を改正したものです。

公営住宅使用料条例の一部を改正

川谷団地の用途廃止に伴い、条例の一部を改正したものです。

減債基金条例を制定

村債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる村財政の健全な運営にあてるため、条例を制定したものです。

人材育成基金条例を制定

人材育成に関する幅広い分野の活動の促進に必要な事業資金にあてるため、条例を制定したものです。

村立幼稚園条例を制定

平成二年四月一日から村立幼稚園（名称〓西郷村立西郷幼稚園、場所〓米字館岡一番地）を設置するため、条例を制定したものです。

今回、村道駅前西線歩道設置工事費を始め、村・林道災害復旧事業費、教育振興のためのコンピュータ購入費などの一般会計補正予算三億四千四百二十六万八千円（増額）が補正されました。

また、特別会計において、土地造成事業費は一億八千二百三十一万七千円（減額）、水道事業（上水道）費の、一千六百三十五万二千円（増額）が補正されました。

一般会計

344,268千円

を補正

ふるさと創生
1 億 円

授業用コンピューター導入や

人材育成基金を設置

このほど、ふるさと創生事業「自ら考え自ら行う地域づくり」に要する費用として、国から交付される一億円の使いみちが決定しました。

さきに、村民や村職員に広報誌などを通じ、広くアイデアを募集し、具体的なご意見を伺い、その後、「ふるさと創生村民代表懇談会」(委員二十一名)などを開き、審議を重ねてきました。

ふるさと創生事業 「自ら考え自ら行う 地域づくり」 決定までの経過

① 庁内各課等へアイデア募集

(平成元年一月十八日付)

② 管理職会議・課長補佐会議及び、係長会議開催(平成元年一月～二月・三回開催) 提案二十九件

③ 村民のアイデア募集(広報誌三月号及び、有線放送で広報)

④ 管理職会議において提案されたアイデアの内容説明(平成元年五月十三日)

⑤ ふるさと創生事業第一回庁内検討会(管理職会議(平成元年五月二十四日))

⑥ ふるさと創生事業第一回村民代表懇談会(平成元年六月二日) 十四名出席

⑦ ふるさと創生事業第二回庁内検討会(管理職会議(平成元年七月十四日))

⑧ 事業内容詳細検討及び、必要費用の算定、資料の収集(平成元年七月十四日)

画調整課(平成元年七月～八月)

⑨ 事業の決定(村長決裁(平成元年九月一日))

⑩ 事業関係補正予算議決(平成元年九月二十七日)

事業名	予算
授業用コンピューター導入事業	35,750 <small>千円</small>
観光振興基本構想、基本計画策定事業	5,000
人材育成基金の設置事業	57,000
広報事業	3,000

好記録をめざし、力走

～第7回ロードレース大会～

好天に恵まれた体育の日の十月十日、第七回ロードレース大会が西郷二中をスタート・ゴールに行われました。村内から約四百人が参加し、沿道に立ち並んだ家族ら友だちの「ガンバレ」「ガンバレ」の大きな声援を受け、健脚を競い合いました。

	順位	氏名	記録	順位	氏名	記録	順位	氏名	記録
小学生(1～3年)男子・2km	1位	関根 裕行	8分52秒	2位	相川 卓也	9分24秒	3位	小野崎敬三	9分27秒
〃 (〃)女子・ 〃	〃	原田 静香	9〃34〃	〃	藤田 陽子	10〃4〃	〃	鈴木 絢子	10〃4〃
〃 (4～6年)男子・ 〃	〃	高松 雄二	7〃51〃	〃	村田 諭	7〃59〃	〃	藤田 雅典	8〃6〃
〃 (〃)女子・ 〃	〃	石井 香代	8〃35〃	〃	石井 美奈	8〃37〃	〃	真船 恵	8〃40〃
中学生 男子・4km	〃	続 唯美彦	13〃15〃	〃	秋山 昌典	13〃18〃	〃	円谷 広昭	13〃36〃
〃 女子・ 〃	〃	小林 明美	16〃14〃	〃	大倉 かつり	16〃49〃	〃	仁平 幸江	16〃58〃
高校生 男子・10km	〃	鈴木 弘嗣	36〃43〃	〃	吉田 悟	42〃52〃	〃	嶋田 文彦	43〃43〃
一般男子(29才以下)10km	〃	戸田 博朋	35〃4〃	〃	根本三津男	36〃54〃	〃	長田 勝明	44〃15〃
〃 (30～39才以下)6km	〃	兎山 英雄	20〃28〃	〃	大越 太一	20〃34〃	〃	星 充	23〃18〃
〃 (40～49才以下)4km	〃	小野 正	14〃32〃	〃	斎藤 紘隆	15〃21〃	〃	続 直人	15〃47〃
〃 (50才以上) 2km	〃	安藤 清	10〃45〃	〃	原田 清馬	10〃47〃	〃	大内 巖	11〃14〃
〃 女子・4km	〃	緑川 かつる	18〃28〃	〃	水上 寿子	18〃31〃	〃	円谷 久子	18〃35〃

県統計大会で 3氏に表彰状

第三十九回福島県統計大会が十月十九日いわき市市民会館で開かれました。この席上、村統計調査員の白岩栄一さんが知事表彰、近藤芳雄・真船辰芳さんが県統計協会会長賞として表彰されました。白岩栄一さんは、村統計調査員協議会の副会長を務めるほか、数多くの統計業務に従事されて、その功績が認められ今回表彰されたものです。又、近藤芳雄・真船辰芳さんも国勢調査をはじめ、各種統計業務に従事され、日頃から調査に対する深い理解と調査員としての模範的な功績が認められたものです。



▲真船辰芳さん



▲近藤芳雄さん



▲白岩栄一さん

おめでとうございます。今後共、ご活躍をご期待いたします。

大きな声援を!!

11月26日に県縦断駅伝大会

芭蕉の奥の細道三百年を記念した「第一回市町村対抗県縦断駅伝競争大会」が、来る十一月二十六日(日)に行われます。この大会は白河市の総合運動公園をスタート、県庁をゴールとする一〇一km(十三区間)で、市の部、町村の二部制で行われます。本村からも次のメンバーが出場しますので、絶大な声援をお願いします。

監督	山 縣 栄 寿	コ ー チ	鈴木茂弥、続 直人		
区間	選手名	所 属 年 (学)	区間	選手名	所 属 年 (学)
1区	小林明美	西郷二 中年 3	9区	秋山昌典	西郷一 中年 2
2区	大倉かおり	西郷一 中年 2	10区	吉田 悟	白河実業 高年 3
3区	鈴木弘嗣	白河高 校年 2	11区	宮崎徳美	白河教委会
4区	根本三津男	住友ゴム	12区	嶋田文彦	白河高 校年 2
5区	菊地哲哉	白河実業 高年 2	13区	児山英雄	ヤ測 マ定 ヨ機
6区	続 唯美彦	川 谷 3 中年	補欠	長田勝明	松下通信
7区	戸田博朋	川谷中教員	補欠	円谷広昭	川 谷 3 中年
8区	仁平幸江	川 谷 1 中年	補欠	佐川実知代	西郷二 中年 1

◎税を知る週間

十一月十一日(土)から十七日(金)までは「税を知る週間」です。

国や地方公共団体は、私たち国民が豊かで安定した暮しができるように、幅広い活動を行っています。税金は、このような活動のための大切な財源です。

税務署(☎二二一七一一)では、この期間中、広く国民の皆さんに税の意義や役割を理解していただくよう、座談会の開催、税に関する資料の展示、税務相談など各種の行事を行います。

この機会に、あなたも税金の仕組みや使いみちについて考えてみませんか?



国民年金



問
老齢厚生年金は、老齢基礎年金と同じく二十五年加入しないと受給できないのですか。

答
①老齢厚生年金は、厚生年金保険の被保険者期間を持つている方が、国民年金の老齢基礎年金を受けられるようになったとき（原則として、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間のうち昭和三十六年四月一日から改正法施行日の前日までの期間などを含みます。）と保険料免除期間とを合算して二十五年以上ある方が六十五歳に達したとき）に受けられることとなります。

②改正前の厚生年金保険法においては老齢年金を受けるために必要な被保険者期間は二十年であり、また、厚生年金保険の被保険者期間が二十年に満たない場合には、国民年金の保険料納付済期間等との合算期間が二十五年あれば通算老齢年金が支給されることになっていました。今後は厚生年金保険の被保険者期間のみの場合であっても老齢基礎年金・老齢厚生年金を受けられるために二十五年の加入期間が必要となります。

③このことは、改正前の通算老齢年金の考え方が老齢基礎年金に引き継がれていることを意味し、一方、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上あれば、老齢基礎年金を受けるために必要な被保険者期間を満たすこととなるため、厚生年金保険の加入期間が短い方についても六十五歳からの老齢厚生年金が支給されることとなります。

④改正後の老齢基礎年金、老齢厚生年金を受けるために必要な

被保険者期間は二十五年に延長されますが、厚生年金保険の被保険者期間がある方で改正法の施行日において三十歳以上の方（昭和三十一年四月一日以前に生まれた方）については、年齢に応じて次の表のように期間短縮の措置が設けられています。

施行日の年齢	生 年 月 日	期間(注)
34歳以上	昭和27年4月1日以前に生まれた方	20年
33歳	昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までに生まれた方	21年
32歳	昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた方	22年
31歳	昭和29年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた方	23年
30歳	昭和30年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた方	24年

(注) 厚生年金保険の被保険者期間

保育所入所

希望案内

村では、保育所へ入所する児童を募集します。

保育所は、保護者が労働に従事したり、あるいは疾病にかかっているなどのため家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって一般家庭と同様の保育をすることを目的とする施設です。村には次の保育所があります。

- 西郷村保育所（定員七〇名）
 - 西郷村第二保育所（定員九〇名）
 - 川谷保育所（定員六〇名）
- ※なお、詳細（日程など）については、役場住民課福祉係（☎二五一一一一内線二四三）にお尋ね下さい。

西郷村制百周年記念 平成元年度文化講演会

熊本県立劇場館長、評論家

鈴木健二氏来る

- ・期日 平成元年12月4日(月)
- ・時間 開場=午後5時30分
講演=午後5時50分～7時30分。

- ・会場 村民文化センター大ホール。
- ・演題 「暮らしの再発見」
- ・聴講料 無料。



～有線放送～
11月の「健康アラカルト」(保健婦指導)は、「心の健康を考える」です。
心の不健康は、体にまで影響します。健康な心を維持するには、どんなことに気をつけたら良いのかをお伝えします。
どうぞ、お聞き下さい!
放送日 毎週火曜日

一千四百四十八万二千円の

財産が灰に (村) (内) (で)

11月9日～15日は秋の火災予防運動

おとなりにあげる安心 火の始末

を統一標語に、十一月九日から十五日まで『秋の火災予防運動』が実施されます。

この時期は空気が乾燥し、風も強く、火災の発生しやすい状態が続きますので、火の元、火の取扱いは充分注意してください。

平成元年一月から九月まで、村内で発生した火災件数は七件あり、一千四百四十八万二千円の大切な財産が灰になっていきます。原因は、コンロ、たき火などの、ちよつとした不注意により火災になっています。

左記の『火の用心・七つのポイント』を守り、火災予防に努めましょう。

① 寝たばこや、たばこの投げ



捨てはしない。

② 子どもには、マッチやライターで遊ばせない。

③ 風の強い時は、たき火をしない。

④ 天ぷらを揚げる時は、その場を離れない。

⑤ 家のまわりで燃えやすいものを置かない。

⑥ 風呂の空だきをしない。

⑦ ストープに燃えやすいものを近づけない。

教育長退任あいさつ

坂井 周 平

このたび、十月九日付をも

ちまして、任期満了により、西郷村教育委員会教育長の職を退任いたしました。

思えば、教育行政の面では、全く未経験の私が九年もの長い間、大過なく勤めさせて頂くことのできましたことは、ひとえに、皆様方のあたたかいご支援とご寛容のためものと深く感謝申し上げます。

教育長は、教育委員会委員の中から、同委員会によって任命され、教育委員会の議決事項を執行いたしますとともに、多くの専決事項を任せております。就任直後に、小田倉小学校が完成、それから羽太小学校、川谷小学校、同中学校の改築があり、米小学校の移転改築がよう



やく軌道に乗りました。文化センターや、村体育施設、その他いろいろな施設が完成いたしました。

しかし、まだ、熊倉小学校や、西郷第二中学校の改築をはじめ、教育施設の整備は多くの課題を抱えております。これらは、もとより、村執行部が議会の議決を経て、やって下さることで、教育長はそれに協力するに過ぎませんが、それにしても、力が足りなくて迷惑をおかけしたことが多かったですと痛感しております。

その他、いろいろな教育行政の中で、おわびと感謝の連続であります。

ふりかえって見ますと、あたたかい顔、顔が目には浮かんでまいります。義理人情の豊かな西郷村、それを知り得たことは、私の最大の収穫であります。

西郷村が、大きな変動の渦の中で、ますます、あたたかい、美しい郷として育ってまいりますことを祈って、退任のあいさつとさせて頂きます。

消費税記帳説明会

を開きます

税務署では、個人事業者を対象に記帳の方法、決算の仕方や確定申告書の書き方等に対する説明会（無料）ならびに個別面談による無料相談を次のとおり開きます。

なお、当日は税理士の方に講師をお願いしています。

日時 平成元年十一月十六日

（木）

説明会 午前十時～十二時

個別面談 午前九時～午後三時

場所 白河市中央公民館

なお、詳細は白河税務署間税部門（☎〇二四八―二二一七―一一一）へ。

出張税務相談室の

ご利用を

▼開設日時

毎月十日、十時～十六時。

ただし、七、八、三月は除かれます。

（十日が、土・日・祝日の場合は、翌日または翌々日です）

▼場所

白河市役所一階会議室（税務課向かい側）

▼相談担当者

税務相談室郡山分室の相談官。

相談は匿名でも受付いたしますので、お気軽にご利用下さい。

人権週間について

法務省と全国人権擁護委員連合会では、世界人権宣言の採択四十一周年を迎えるにあたり、十二月十日の人権デーを最終日とする一週間を「第四十一回人権週間」とし、各関係機関及び団体の協力のもとに、広く国民に呼びかけ、人権意識の普及高揚を図っております。

今年はこの事項を強調事項に揚げ、運動を展開して行きます。

1、国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう。

2、いじめ、体罰の根を絶とう。

3、部落差別をなくそう。

4、女性の地位を高めよう。

5、障害者の完全参加と平等を

実現しよう。

なお、村には、下記の方が法務大臣から人権擁護委員に委嘱

されており、いつでも相談に応じております。

（省略）

JRから

新幹線高架下をきれいに

現在、JR那須新幹線保線区では、東北新幹線高架下のクリーン作戦を実施中です。

最近では、地域住民の皆様のご理解をいただき高架下の無断使用は減少の傾向にあります。

依然として、放置物を見受けられます。

火災事故等の原因となり、大

事故に至っては大変です。次のことに対してご協力ください。

◆高架下に農機具類、木材、廃車、自動車、ワラを置かないでください。

◆高架下に現在放置してある右記の類のものを除去してください。

◆線路内に入る立ち木の枝は、伐採してください。

◆可燃物を置かないでください。

◆不要な家庭用品などを投棄しないでください。

東日本旅客鉄道株式会社

那須新幹線保線区

☎（〇二八七）六五―二四四〇

交通事故のご相談はお気軽にどうぞ

無料でご相談に応じております



電話でのご相談もお受けします。

午前9時半～午後4時40分（平日）

◎専門の相談員が親身になってご相談に応じます。

◎弁護士相談日：毎週木曜日午後1時～4時

社団法人 日本損害保険協会

福島自動車保険請求相談センター

福島市栄町10-21住友生命福島ビル5階 福島調査事務所内
☎ 0245-21-1295・23-3471

立村 100 西郷村の百年 7

二人の国際人

コスモポリタン

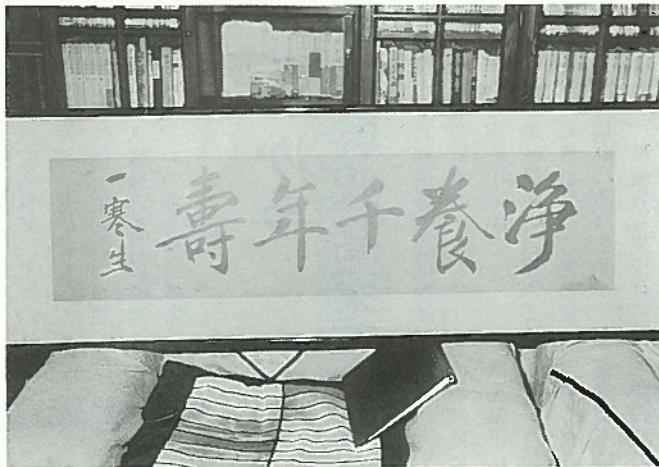
人間が秀れているか、否か、それはその人間が時代を俯瞰できる視座を持ち、冷静にそれを行役できるか、否かにかかっていると見えよう。

悲劇の太平洋戦争に挙国一致で対応している頃、戦勝に日本国中が乱舞する時、寒村西郷村に僅かに二人、敗戦を予想する者がいた。西郷村長鈴木市太郎と西郷村会の長老小針喜治である。二人は共に自家の破産を救うために太平洋を渡りアメリカ合衆国に移民した経験を持つ。

市太郎は日露戦争の勃発の明治三十六年四月から四十五年三月までの一〇年間北米で職業を転々とし、その間家を立て直し

帰国後大正六年六月より村会議員を一期つとめ、同十年二月より昭和六年九月までの一〇年七月月収入役に在任、同六年九月より十四年九月まで村長をつとめたが、十九年四月大倉正治の急なる応召により村長職に復帰していた。

一方、喜治は家業の製紙工場が破産したため(米には製糸工場が三軒あったが、いづれも倒産している)、やはり自家再建のために若干十九歳で北米大陸へ明治四十年に渡り十年を過ぎ、大正十二年三月には二度目の渡米、北米・アラスカ等を転々とし、昭和七年帰国し同十七年六月西郷村会議員に当選し一期つ



小針喜七郎へ贈った横川時次(一寒生)の書

とめている。二人は戦争が敗けるだろうことを家族の者にさえ口言しなかつたが、共通してたつた一人の

とまでは思わなかつた。佐藤はわが耳を疑い、その重大さに仰天した。「その頃、日本が敗けるとは誰

青年だけには耳打ちした。「佐藤君、日本はアメリカには勝てないよ。」

後の西郷村長佐藤一である。佐藤は昭和十六年三月西郷村書記として任用されたが、翌十七年二度目の応召を受け翌十八年六月召集解除、同七月西郷村役場に復職、十九

年三月大倉正治の村長就任に伴って役場書記中最も若年ながら助役に抜擢された。

渡米経験を持つ二人の老人は軍隊帰りの、日本の勝利を妄信していた若者に囁いた。佐藤は有識者であり、戦争を末端行政機関において遂行する側のトツプに立つ二人から、よもやそのような言葉が出るとは思わなかつた。佐藤はわが耳を疑い、その重大さに仰天した。「その頃、日本が敗けるとは誰



も考えなかつた。勿論、自分も日本の勝利を信じ、疑う心は微塵もなかつた。特に、自分は中国戦線の連戦連勝を目の当たりにして来たため、二人の言葉はあまりにも唐突であつた。」と回想する。

佐藤は昭和三十年代から五十年代までの最も日本経済が躍進する時期に村長をつとめ、東北新幹線新白河駅や東北縦貫自動車道白河インターチェンジ・総合社会福祉施設太陽の国、そして国立那須甲子少年自然の家を誘致し、現在の西郷村発展の礎を築く西郷村政史上最も辣腕な村長であるがその佐藤をしても敗戦は信じ難いことであつた。

お気づきの点がありましたら編纂室迄御一報下さい。

それをこの二人の剛直な明治人はいとも簡単に言い切ったのである。

しかし、市太郎は、村長として敗けることが予想される戦場に村のかけがえのない財産である有為の青年を心ならずも送り出さなければならなかった公職上の役目に秘かに苦悩していたのではあるまいか。市太郎は日露戦争の時にはアメリカから日本を見、そして、今は日本から

アメリカを見ている。市太郎は運命のいたずらを感じている。自分と自分の家族の危機を救ったアメリカ、広大な大地と豊かな資源のアメリカ、市太郎の視界には太平洋があり、その彼方にはアメリカが広がっている。大海原は日米関係の如く嵐である。

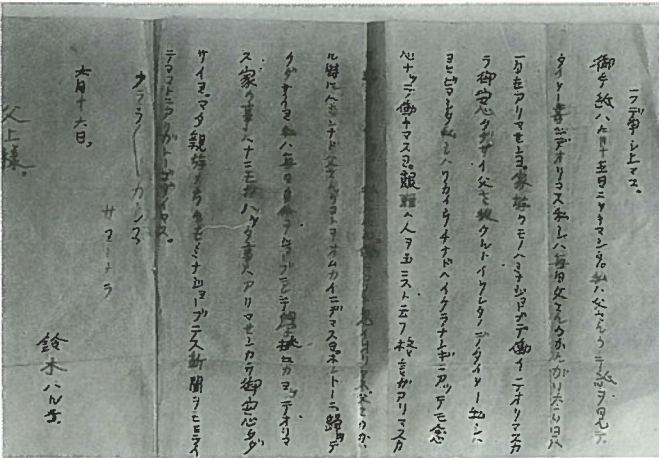
市太郎は喜治にこの頃収入役に就任を懇請しているが固辞されている。どうしても勝ち目があ

人には自然とそなわっていた。いわば二人は西郷村初の国際人である。だが、悲しいかな、この時代には軍国主義という大きな制約があり、

己の意見を忌憚なく述べることは許されなかった。

アメリカの愛しき父一市太郎への手紙

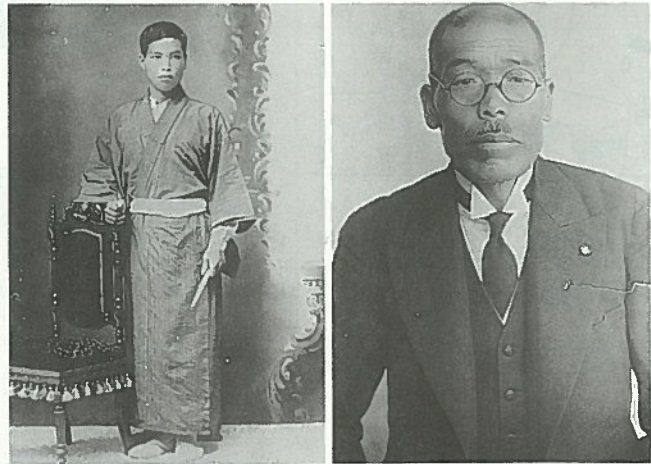
な戦争に官職に付くことによつて荷担したくなかつたのであろう。しかし、市太郎と喜治は個人的関係では年令こそはなれてはいるものの妙にウマが合った。兄弟以上の交際であつたと伝え聞く。同じ原体験の元に、当時としてはケタ違いのスケールで物事を考える時の流れを達観できる視座が二



大正六年初代村長横川時次はその死の年に市太郎に次の言葉を書いた額を贈つている。

春風、福寿を生む

「君も私もそれは口にできない程の苦渋を砥めてきた。だから



明治36年、25才の市太郎

村長時代の市太郎

こそ、長い苦勞―冬の終りにほきつと春風が福寿を運んでくるんだよ。」

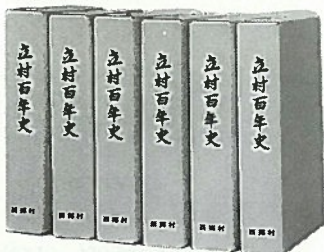
多分、横川は市太郎に自分が一生かけた夢―西郷村を託したのではあるまいか。横川にとつて市太郎は幸せを運ぶ春風と写つたのかもしれない。市太郎の村長時代の八面六臂の働きを見る時、市太郎は横川が求める真の後継者のように思える。市太郎は人生の前半を自家の再興のために、後半を西郷村政再建に費した。西郷村にとつて市太郎を得たことはこの上なき幸いであつた。

つづく

※今回、「明治の文豪江見水陸と鈴木市太郎」は休ませていただきます。

読後感想文をお寄せ下さい!!

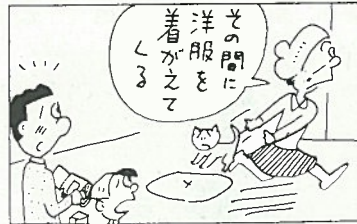
この度、明治二十二年立村以来百周年を記念し、「立村百年史」が発刊され、西郷村全戸に配本されました。生きた歴史、身近かな物語を綴りましたが、何分短時間に、しかも門外漢の若い職員三名が担当したため、適切でない表現等も多々あると思います。今後、西郷村の歴史をより豊かなものとしていくため、あなたのご感想をお寄せ下さい。



発刊された「立村百年史」

さわわか君

西村 宗



ご存知ですか 建設業関係のみなさん

建設業を営む方々、及び建設現場で働く皆さん、国が作った「建設業退職金共済制度」をご存じですか。

この制度は、昭和39年に中小企業退職金共済法により作られた制度です。

この制度の特色は、一般の退職金のように労働者が事業所をやめた時支払われる退職金でなく、建設業という一つの業種の中で働く限り、事業所に雇用された期間全部を通算して退職金を支払うという、いわば建設業界ぐるみの退職金制度です。

退職金は、国の制度ですから、確実、安全であり、極めて有利な利回りで計算されています。

この制度について詳しいことは、下記にお問い合わせ下さい。

建退共福島支部
住所 福島市五月町4-25
福島県建設センター内
☎ 0245 (21) 0244~6

危険物許認可の 申請先が変わりました

従来、消防本部で申請を受理していましたが、平成元年10月1日から白河消防署西郷分署(☎25-2534)に変更になりました。

詳細については同署へおたずね下さい。

おしらせ



無料調停相談会 を開きます

きたる11月17日(金)午前9時から午後3時まで、白河市宇天神町所在「白河中央公民館」において、無料調停相談会を開きます。

土地、建物、金銭の貸し借り、交通事故などによる損害賠償など民事上の問題や、離婚、離縁、親子関係、扶養、相続、遺産分割などの家庭内の問題でお困りの方はございませんか。

当日は調停委員がこれらの問題解決にはどうしたらよいかというご相談に応じますからどうぞご遠慮なくお出でください。

福島地方・家庭裁判所白河支部内
白河調停協会

入居者募集

村営住宅



村では下記の住宅の入居者を募集しております。

住宅名	狼山合団地2戸
構造	簡易耐火構造平家建
種別	第2種
部屋数	2部屋
家賃	月額 3,600円~4,010円
住宅名	杉山団地1戸
構造	耐火構造4階建
種別	第2種
部屋数	3部屋
家賃	月額 19,570円
住宅名	岩下団地4戸
構造	耐火構造3階建
種別	第2種
部屋数	3部屋
家賃	月額 28,840円
住宅名	折口原団地2戸
構造	簡易耐火構造平家建
種別	第1種
部屋数	3部屋
家賃	月額 12,360円
住宅名	下羽太団地1戸
構造	簡易耐火構造平家建
種別	第1種
部屋数	3部屋
家賃	月額 11,330円

敷金は家賃の2カ月分で、共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。

※申込用紙は、役場建設課 ☎(25-1111内線353)にあります。

なお、随時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。

今月の納税

国民健康保険税 5期
国民年金保険料 8期